傷病性質コード表

大分類	分類項目		号番号(2桁)+分類コード (2桁)		枝番 (3桁)
がん原性物質	ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍		(=1117	01	000
若原がににて、 では 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田	ベーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍		1	02	000
	4一アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍			03	000
	4一ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍		1	04	000
	ビス(クロロメチル)エーテルにさらされる業務による肺がん			05	000
	ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん			06	000
	石綿にさらされる業務による肺がん			07	000
	石綿にさらされる業務による中皮腫			08	000
	ベンゼンにさらされる業務による白血病			09	000
	塩化ビニルにさらされる業務による	肝血管肉腫	07	10	000
		肝細胞がん		11	000
	電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、 皮膚がん、骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非 ポジキンリンパ腫	白血病		12	000
		肺がん		13	000
		皮膚がん		14	000
		骨肉腫		15	000
		甲状腺がん		16	000
		多発性骨髄腫		17	000
		非ポジキンリンパ腫		18	000
	オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍			19	000
	マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍			20	000
	コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん			21	000
	クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん			22	000
	ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん			23	000
	砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん			24	000
	すす、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん			25	000
	ベリリウムにさらされる業務による肺がん			26	000
	1,2一ジクロロプロパンにさらされる業務による胆管がん	,2一ジクロロプロパンにさらされる業務による胆管がん		27	000
	ジクロロメタンにさらされる業務による胆管がん]	28	000
	オルト―トルイジンにさらされる業務による膀胱がん			29	000
	01から28までに掲げるもの以外のがん原性物質若しくに 又はがん原性工程における業務に起因することの明らた			99	000
3号	長期間にわたる長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務による脳出血、 くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、心筋梗塞、狭心症、心停止(心臓性突然死を含む。)若しくは解離性大動脈瘤又はこれらの疾病に付随する疾病		08	01	000
)号	人の生命にかかわる事故への遭遇その他心理的に過度の負担を与える事象を伴う業務による精神及び行動の障害又はこれに付随する疾病		09	01	000
10号	前号に掲げるもののほか、厚生労働大臣の指定する疾 病	超硬合金の粉じんを飛散する場所 における業務による気管支肺疾患		01	000
		亜鉛黄又は黄鉛を製造する工程に おける業務による肺がん	10	02	000
		ジアニシジンにさらされる業務による る尿路系腫瘍		03	000
1号	+	1	t t		

- 1. 同一労働災害で異なる性質の疾病を数種受けた場合又は同一の業務で異なる有害因子 (注) を二以上受けて複合的な疾病が発生した場合は、比較的重い傷病性質により分類するこ
 - 2. その数種の傷病の重さが同程度である場合は、この表の上位のコード(小さな番号)に 分類すること。
 - 3. がんについては、全て号番号(2桁)が07の分類コードに分類すること。
 - 4. 原疾患に付随して生じた疾病については、原疾患と同一コードに分類すること。